

平成23年度循環型社会形成推進研究事業の公募について

平成22年10月4日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成23年度の循環型社会形成推進科学研究費による「循環型社会形成推進研究事業」を公募します。

この公募は、本来平成23年度予算が成立した後に行うべきものですが、補助金交付の早期化のために予算成立前に行うもので、補助金の交付については、平成23年度予算の範囲内で行います。

本補助金は、平成23年度に環境省の他の競争的資金と統合し、新名称（環境研究総合推進費）に変更する予定です。

平成23年度新規課題の公募については、他の競争的資金とは別に実施します。ただし、採択された課題の研究管理等については、統合に伴う制度変更の可能性がありますので、ご了承下さい。

応募に当たっては、公募要領に示す、目的、公募対象、公募区分及び重点テーマに示す研究内容をよく確認したうえで応募するようご注意ください。環境省の他の競争的資金の研究テーマ等を確認し、適切なテーマに応募することが重要です。

なお、例年、本公募と同時に行っていた循環型社会形成推進科学研究費による「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」については、平成23年度課題の公募を平成23年1月頃を目途に行う予定です。

本補助金を含む環境省の競争的研究資金については、環境研究技術ポータルサイト (<http://ecotech.nies.go.jp/support/index.html#shikin-t>) や e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>) で随時情報提供されているのでご参照下さい。

★お問い合わせは…★

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当	03-3581-3351（代表）内線6858 e-mail: hairi-haitai@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877（9:30～17:30） 土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）除く

【ご注意】

府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad とする）による応募となります。また、応募する事業等により、e-Rad への登録と併せて書類等を環境省あてに提出（電子メール、郵送、宅配便及び持参）が必要な場合がありますので、公募要領を十分にご確認ください。なお、その場合は、応募を完了するためには、受付期間内に全ての応募手続きを完了しなければなりません。

また、e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。登録手続きには、通常2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

循環型社会形成推進研究事業公募要領

1 目的

本補助金は、廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募概要

① 公募受付期間

平成22年10月4日から11月10日午後5時まで

② 補助金の交付額

予算の範囲内において補助対象経費の100%以下を交付

補助対象経費が300万円未満の研究は対象外

補助金の交付額は1億円以下(若手育成型研究は1千万円以下)

③ 22年度交付状況(参考)

予算額:約16億円

採択課題数:101件(継続課題64件、新規課題37件)

新規課題応募数:187件

(2) 公募対象

① 対象となる研究

廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上が期待できるものが対象となります。

② 公募の対象分野

公募の対象とする研究分野は以下に掲げるものとします。

1 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究

- イ 廃棄物処理施設における有害化学物質の排出の削減に関する研究
- ロ 廃棄物に含まれる有害化学物質の処理に関する研究
- ハ 廃棄物に含まれる有害化学物質の分析及び評価に関する研究
- ニ 廃棄物最終処分場における有害化学物質の挙動に関する研究

2 廃棄物適正処理研究

- イ 廃棄物の適正で安全な処理方法に関する研究
- ロ 廃棄物の不法投棄の防止及び原状回復に関する研究
- ハ 有害廃棄物、感染性廃棄物、その他処理困難な廃棄物の処理に関する研究
- ニ し尿及び浄化槽の高度処理・維持管理に関する研究

3 循環型社会構築技術研究

- イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究
- ロ 廃棄物の排出抑制及び再生利用に関する研究
- ハ 廃棄物最終処分場の延命化または再生化に関する研究
- ニ 浄化槽汚泥の再生利用に関する研究

注：本公募要領でいう廃棄物の中には放射性廃棄物は含まれていません。ただし、クリアランスレベル以下の廃棄物は含みます。

(3) 公募区分について

「重点テーマ研究（特別枠を含む）」、「一般テーマ研究」、「地域連携型研究」及び「若手育成型研究」を設定し、次表の目的で公募します。

重点テーマ研究 （特別枠を含む）	社会的・政策的必要性を踏まえ、廃棄物処理等にかかる科学技術に関する研究を効率的・効果的に推進するため(4)のとおり設定しています。
一般テーマ研究	重点テーマに関わらず、既の実施している(2)②に示す公募対象分野ごとに研究者の自由な発想に基づく研究の推進を目的としているものです。
地域連携型研究	地方公共団体の行政施策と連携した、課題対応型研究の公募区分です。地域の独自性・特性を活かした課題であり、以下のすべての事項に該当するものが対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等が設置する地方公共団体環境試験研究機関等の研究者が、必要に応じ大学、民間企業等の関係機関の研究者と共同で実施する課題であり、補助額のうち3分の1以上が地方公共団体環境試験研究機関等に配分される環境研究・技術開発であること。 ・ 研究成果は、当該地域又は他地域での活用が見込まれるものであること。 ・ 対象地域の地方公共団体の意向等が十分に反映できるよう、関係行政機関との検討会が設置されるものであること。 公募対象については、「一般テーマ研究」と同様です。 <p>【対象課題例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却量の削減動向とその要因分析 ・ 廃棄物系バイオマスの広域的回収、資源化モデルの提案 ・ 地域の廃棄物統計のあり方に関する研究等
若手育成型研究	若手研究者の育成及びその研究の活性化を目的とした公募区分です。この研究区分における補助金の交付額は1千万円以下となります。若手研究者とは、平成23年3月31日時点で満35歳以下の研究者、又は、常勤職（任期付き含む。）に就いて5年以内の者をいいます（ただし、出産・育児休業を取得した者については、平成23年3月31日から出産・育児休業日数 ^{注）} を差し引いた日において、35歳以下、又は、5年以内であった者とする。）。 <p>^{注）} 育児休業日数は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第9条に規定する期間をいう。また、第23条第1項及び第24条第1項に規定する勤務時間の短縮措置を適用した場合、その短縮された合計時間は、1日当たりの就業時間数を8時間として日数に換算し、小数部を切り捨てたものを育児休業日数に加算できるものとする。（例：1日あたり短縮された就業時間が2時間の場合、4日間で育児休業日数1日とみなすことができる。）</p> 代表研究者がこの条件に適合する若手研究者でなければなりません。共同研究者の年齢等は問いません。公募対象については、「一般テーマ研究」と同様です。「重点テーマ研究」への応募を「若手育成型」として取扱うことはできません。

※ 継続の研究について

平成21年度に採択された研究のうち研究計画期間が3年のもの及び平成22年度に採択された研究のうち研究計画期間が2年又は3年のものについても応募が必要です。

なお、継続課題であっても、事前評価等で評価の低い課題については、採択しないことがあります。

(4) 重点テーマ(特別枠を含む)について

「特別枠」、「重点テーマ」については、以下の課題を設定しています。応募の際には、テーマ設定の背景と目的を参考に、各テーマに合致した具体的な研究課題について提案してください。

(参考) ・環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)(平成22年6月)

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

本年6月に中央環境審議会から答申された「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」においては、我が国の環境研究・技術開発について、中長期的(2020年、2050年)のあるべき姿を睨みながら、この5年間で取り組むべき重点課題やその効果的な推進方策を提示している。本補助金においては、特にこの重点課題の「循環型社会」の分野において、着実に課題解決を図っていく必要があり、重点テーマを設定している。

【特別枠】使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収技術に関する研究

(留意事項)

- ・特別枠での23年度新規応募課題については、研究期間が1年以内となります。
- ・特別枠では、外部専門家から構成されるプロジェクトアドバイザリー委員会を設置し、研究の進め方に関する意見や助言を得るとともに、各研究課題の進捗状況、成果等についても情報交換を行いながら実施することとします。また、プロジェクトアドバイザリー委員会の運営は本プロジェクトの一環として実施することとし、プロジェクトアドバイザリー委員会のメンバーや運営については、プロジェクトリーダーと環境省で協議して具体的内容を決定します。

◇ テーマ設定の背景と目的

レアメタルは、小型家電製品等、身近な製品に使用されており、その高機能化や小型軽量化により、その需要は今後さらに高まることが予想される。しかしながら、現状では、使用済製品等、廃棄物からのレアメタルの回収は一部の元素に限定されていることから、使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収技術に関する研究について積極的に推進する。

使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収・適正処理技術の研究開発

使用済製品等、廃棄物での鉱石より高い濃度でレアメタルを含有している場合における、精製過程での廃棄物の発生抑制(資源生産性の向上)や、レアメタル回収時における適切な処理方法による

有害物質の適正処理（有害物質対策）に資する、使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収、含有有害物質対策及び残さ処理システム等の技術開発に関する研究。

使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収・適正処理システムの設計・評価研究

使用済製品等、廃棄物の回収から集荷、解体・選別・分離、レアメタルの回収に至るまでの全体システム（回収システム、残さ処理システム等）について、社会システムとして実施するための設計、及びレアメタル回収、又は、廃棄物の最終処分の抑制等の効果及び費用の分析・評価の研究。

重点テーマ①「3R推進のための研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

廃棄物の発生抑制（リデュース）等の3R推進のため、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決に資するため以下の研究を推進する。

3R実践のためのシステム設計・評価・分析技術

3Rを効果的に進めるため、資源の採掘原材料や製品の生産、消費、維持管理、リサイクル、廃棄にわたるライフサイクル全般をとらえ、物質フロー分析などの体系的な現状把握・分析技術、ライフサイクルアセスメントなど3Rの効果の評価技術、技術システムと社会システムの統合による資源循環システムの設計技術等の開発・高度化を行う研究。

静脈産業*の海外展開に資する調査研究

今後、我が国の静脈産業が積極的に海外展開を進めていくため、海外展開が予想される諸外国の廃棄物処理状況、3Rの取組事例及び廃棄物処理制度に係る実態調査や課題整理をはじめ、廃棄物処理施設等の建設工事に係る入札制度、廃棄物・3R分野での補助金の有無等、展開先の事情・状況に応じた海外展開に当たって有用な情報についての調査・研究。

※リユース・リサイクル業、廃棄物処理業を指す。

国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術

近隣諸国の経済発展による資源需要の増大に伴って、廃電気電子機器など使用済製品や廃プラスチック等の二次資源の貿易が盛んになっている。有害物質の不正な越境移動を防止し、稀少資源の受給ひっ迫の懸念に備えるため、アジア地域における資源供給面・環境影響面の評価のための技術、有用物質の選別・回収技術、有害物質の管理・分解技術などを開発し、又はそれらの技術を活用した資源循環・廃棄物適正管理システムを提示する研究。

3R・エネルギー回収システムの高度化

廃棄物処理事業について、資源循環の推進及びエネルギー回収効率の高度化を目指し、費用対効果の優れた3R・エネルギー回収システムの開発・高度化を行う研究。

重点テーマ②「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

平成21年6月に成立した「バイオマス活用推進基本法」、平成18年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」及び平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」等を踏まえ、廃棄物系バイオマスの利活用推進の達成に資するため、以下の研究を推進する。

持続可能型地域バイオマス利用システム技術

我が国のみならずアジア等海外を含め、地域に即した廃棄物系バイオマスエネルギーの利用や、原料確保から利用・残さ処理までの地域におけるマテリアルバランスを考慮した資源循環システムを開発し、経済的に成立するための要件を社会科学的な面も含め検討する。また、廃棄物系バイオマス利活用の地域システムを設計するための、ライフサイクルを意識した物質循環、地域特性、安全性、経済性等を踏まえた評価を行える手法を構築する研究。

草木質系バイオマスエネルギー利用技術

廃棄物系バイオマスの中で我が国のみならずアジアにおいて量が豊富で安定して供給可能な製材工場等残材・建設発生木材・間伐材やサトウキビ絞りかすなどの草木質系バイオマスを有効にエタノールやバイオディーゼル燃料に変換する技術や熱、電力へ高効率に転換する技術の研究。

重点テーマ③「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、以下に掲げる研究で人文科学、社会科学研究と理工学的研究等を複合させた研究を推進する。

- 循環型社会形成のための政策シナリオの提案、その効果の分析・評価と導入手法の研究、廃棄物発生量の将来推計、既存施策の費用対効果分析など、循環型社会形成に向けた新たな政策導入に寄与する研究
- 我が国が環境分野で国際貢献をするために、どのような研究課題をどういった優先順位で研究していくか、我が国が長期的にあるべき姿を見据えた上で整理する研究
- 廃棄物焼却施設の広域化、廃棄物焼却施設や最終処分場等の建設の際のNIMBY問題、不法投棄・不適正処理現場の修復などにおけるリスクコミュニケーション、環境規制が強化された際の費用負担の在り方に係る研究
- 民間事業者による施設整備のあり方、予算措置・税制による公共関与など、廃棄物最終処分場の施設整備を推進するための複合的な手法に関する研究
- 環境教育や環境学習への取組、資源生産性の高い生産技術の開発、ロングライフ製品の開発、再生利用がしやすい製品の開発など、新たな着想でワンウェイ型ライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルの変革に寄与する研究

- 廃棄物処理費用のコスト分析手法やその内部化、製品価格への処理費用の上乗せと生産者による処理システムの導入、一般廃棄物処理サービスの有料化など、経済的インセンティブを用いて循環型社会を推進するための施策の導入手法や効果等に関する研究
- 市町村の一般廃棄物処理事業を含め、環境負荷低減の面において効果的かつ経済的な廃棄物処理・リサイクルシステムを実現する、廃棄物処理・リサイクルシステムの費用対効果分析手法や費用便益分析手法を開発する研究や、システムの環境負荷低減効果と費用効率性の向上を定量的に評価する指標等環境負荷低減効果と費用効率性の調和に関する評価手法の開発に関する研究
- 資源生産性、循環利用率、最終処分量、費用効率性の向上を前提とし、次の世代における廃棄物処理・リサイクルシステムのあり方という中長期的視点や、あるいは社会システム全体の中での廃棄物処理・リサイクルシステムをどのように設計するかという視点から、これからの廃棄物処理・リサイクルシステムについて構想し、そのための具体的なシナリオを検討し、シナリオ実現に必要な技術開発・政策的手法・社会的合意等の要素を明確化する研究
- 一部の途上国において、廃棄物の不適正処理による環境汚染が懸念されている中、我が国が有する環境保全及び資源循環における先進的な技術を海外展開していくことが求められている。このような状況を踏まえ、技術の海外展開を推進していく上で、特に途上国が我が国の技術を経済的・社会的に受容可能なものにするための、国内既存技術の体系化・システム構築及び海外進出に当たっての課題整理等の調査・研究。

重点テーマ④「有害廃棄物等に関する安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

安全、安心な社会の構築に資するため、廃棄物処理分野においても、有害廃棄物等を適正に管理し、人や環境に対するリスクを低減させるという観点から、以下に掲げる研究を推進する。

- 喫緊の課題であるアスベストの無害化処理と処理物の再利用、またダイオキシン類、PCB、臭素系難燃材や有機フッ素化合物（PFOS）といった POPs 条約対象物質や RoHS 規制物質等の回収・処理に関する研究
- 第 25 回 UNEP 管理理事会（2009 年 2 月）では水銀の排出抑制や輸出入の規制をするための条約を 2013 年の調印を目指すことで合意しており、すでに EU や米国が輸出禁止を表明していることを鑑み、水銀含有廃棄物の環境上適正な処理・安定化方法・保管／処分に当たっての廃棄物管理技術・制度の研究
- ナノ材料関係の廃棄物処理等、廃棄物焼却施設及び最終処分場等の廃棄物処理施設における処理・処分に当たり、安全、安心を確保するための廃棄物管理技術（最終処分場など廃棄物処理施設の適正な建設、維持管理及び最終処分場閉鎖後の跡地利用に関するもの等を含む）の開発に資する研究
- 主に有害廃棄物処理に際して、非意図的に発生する有害化学物質の管理についての研究
- 外国由来のものを含む漂流・漂着ごみ（海中・海底ごみを含む）による海岸機能の低下や生態系を含めた環境や景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化している。また、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制等を図るため、海岸漂着物等の処理の推進に關す

る法律（「海岸漂着物処理推進法」）も新たに制定されたところである。このような状況を踏まえ、これらの問題を解決するための社会科学的な研究、流木や漁具等の塩分を含んだ漂着ごみの効率的な処理技術・リサイクルシステムの構築など廃棄物管理技術の研究。

（５）応募に際しての要件

下記の①～⑦の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

- ① 研究期間が、３年以内であること。ただし、【特別枠】使用済製品等、廃棄物からのレアメタル回収技術に関する研究については、研究期間は１年以内とします。
- ② 既に環境省又は他府省の研究費助成制度による助成を受けている研究等と内容及び研究者が重複しないこと。
- ③ 応募課題に従事できる研究者については、次に掲げる国内のいずれかの研究機関等に所属する研究者であること。
 - イ 国及び地方公共団体の研究機関
 - ロ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関
 - ハ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）の研究機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ホ 民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の規定により設立された法人（研究を主な事業とするものに限る。）
 - ヘ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ト その他の団体（日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うものに限る。）
- ④ 研究者が当該研究期間内に長期外国出張する場合や、所属機関からの退職など、研究者としての責務を果たせないことが予測されないこと。
- ⑤ 他の研究者と共同で行う場合にあつては、応募する研究者（代表研究者）が、あらかじめ共同で行う研究者（共同研究者）の承諾を得ていること。また、当該研究に協力する者（研究協力者）がいる場合には、同様に承諾を得ていること。
- ⑥ 代表研究者及び共同研究者は、当該研究事業を実施することについて、必ず、それぞれの所属する研究機関等の代表者の承諾を得ていること。
- ⑦ 一人の研究者が代表研究者として応募できる研究は、同一の研究分野について１人当たり１件とします。

（６）応募の手続き

① 申請者及び経理担当者について

必ず代表研究者が所属する研究機関等の長が申請してください。研究機関等の長とは、代表研究者が当該研究機関等で研究に従事することを承諾する立場であつて、かつ、補助金の管理・運用を代表研究者の研究機関等が行うことを保証できる立場にある者とします。例えば、大学であれば、学長、学部長等となります。

補助金の管理・運用は代表研究者の研究機関等で行うこととなります。そのため、代表研究者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）として、所属する研究機関等の経理担当部署の方を選出してください。

② 応募の方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により応募してください。

応募にあたっては、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録及び以下の書類のアップロードが必要となります。

○ 平成23年度循環型社会形成推進科学研究費補助金研究計画書

環境省ホームページ

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h23/kobo/index.html)

または府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から様式をダウンロードしてください。

なお、（5）応募に際しての要件に掲げるハ、ホ、トの研究機関等に所属する研究者が応募する場合には、法人登記簿抄本（商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本）を別途環境省に提出（郵送、宅配便又は持参）してください。

（法人登記簿抄本の提出先）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号（中央合同庁舎5号館26階）

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話 03-3581-3351(内線6858) FAX 03-3593-8263

メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

③ 受付期間

平成22年10月4日（月）から11月10日（水）午後5時まで

④ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について

イ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを経由して処理する府省横断的なシステムであり、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

ロ システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにてお問い合わせください。

循環型社会形成推進科学研究費のホームページ

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html) 及びシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(問い合わせ先)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当	03-3581-3351 (代表) 内線6858 e-mail : hairi-haitai@env. go. jp
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 (9:30~17:30) 土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始 (12月29日~1月3日) 除く

ハ システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」にて受付けいたします。操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

システムの利用可能時間帯

月曜日から金曜日は、午前6:00より翌午前2:00までを利用可能時間帯とし、土曜日・日曜日は、午後0:00より翌午前2:00までを利用可能時間帯といたします。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせいたします。

研究機関の登録

システムを経由して応募する場合、研究者が所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要です。研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをお願いします。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、過去に他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

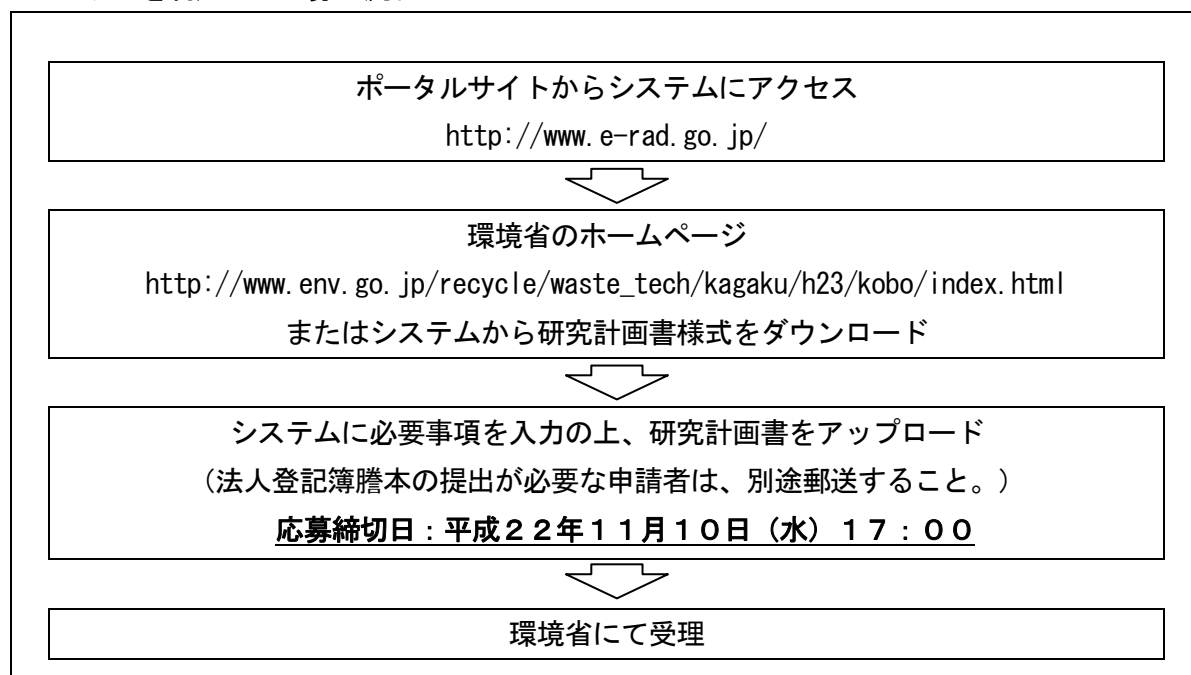
研究者情報の登録

研究課題に応募する代表研究者および研究に参画する共同研究者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用 (データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む) する他、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供いたします。

ニ システムを利用した応募の流れ



ホ 注意事項

- ・ システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
- ・ 申請書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式（Excel形式のファイルはあらかじめ、PDF形式に変換しておいてください。）にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、ポータルサイトを参照してください。
- ・ 申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみいたします。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換はされません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照してください。公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3MBまでとなっています。
- ・ 申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルへ変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があるため、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。
- ・ 申請書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。提出締切までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。

3 審査及び採択について

(1) 採択の概要

- ① 新規応募課題については研究計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に平成23年1月下旬に実施予定です。
- ② 継続の研究課題については、原則として研究計画書等での評価により採択を判断します。なお、当初の研究計画から内容の変更（年次計画の変更等）や経費の増額等があった場合は、ヒアリングでの評価を実施することがあります。
- ③ 応募された研究課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「循環型社会形成推進研究事業審査委員会」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。
- ④ なお、「循環型社会形成推進研究事業審査委員会」の意見を踏まえ、応募された研究課題を部分的に採択することもあります。
- ⑤ 重点テーマ研究（特別枠を含む）、地域連携型研究、若手育成型研究の課題は、採択及び費用配分の面で優遇されることがあります。
- ⑥ 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）において、研究者が自身の研究活動を社会に対して分かりやすく説明する、双方向コミュニケーション活動を積極的に推進するとしているところであることから、代表研究者は研究成果の普及に努めて下さい。

（参考URL）http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa_bessi.pdf

(2) 評価項目

学術的必要性、社会的必要性、研究の独創性などの項目について評価します。詳細は、「評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された研究課題については環境省ホームページに代表研究者名、所属研究機関名及び研究課題名と概要等を掲載します。

4 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限り、また、下記に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

なお、費目については次表のとおり分類してください。

表 循環型社会形成推進研究事業に関する費目

直接経費	直接研究費	謝金	研究協力者に支払う謝金です。代表研究者及び共同研究者には支払えません。また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。研究機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価については、「循環型社会形成推進科学研究費補助金交付取扱要領（以下、「要領」という。）」に規定している単価を超えて支給することはできません。
		旅費	応募した研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究内容及び成果の発表を行うための旅費に限ります。旅費は、代表研究者、共同研究者及び研究協力者に支払う旅費が対象となります。単価については、「要領」に規定している単価で計上してください。
		備品費	研究用機械器具及び文献図書等。比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものとしします。単価50万円以上の備品については、3社以上から見積を徴収し、最低価格を採用する（見積合わせ）など経費を極力削減できるような措置をとってください。また、交付申請段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査します。なお、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は借料及び損料に計上してください。
		消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
		印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
		通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
		光熱水料	電気料、水道料、ガス料であって、研究に使用した料金であることが証明できる経費です。
		借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。代表研究者等の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。
		会議費	研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度です。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
		賃金	資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金、又は当該研究の遂行に必要となる人員（共同研究者を除く研究者、大学院博士後期課程に在籍する学生、技術者に限る。）を研究機関が雇用する者の賃金が対象となります。なお、これらの者を研究機関が雇用する場合にあっては、これらの者に対する賃金（社会保険料各種手当等を除く。）を本研究費から当該研究機関に対して支払うこととなります。
		雑役務費	コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象となります。
	委託費	研究に直接必要な経費であり、代表研究者等が実施することが不可能な研究について他の研究機関等に委託して実施するための経費です。委託費の合計額が直接研究費の合計額に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、理由書を提出して頂く必要があります。また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定研究機関等、金額、内容等ができる限り詳細に記載してください。	

間 接 経 費	<p>当該補助金により研究を行う際に、研究者の所属する研究機関が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。</p> <p>直接研究費に10分の3を乗じて得た金額が上限となります。</p> <p>なお、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。研究課題毎に報告してください。</p>
---------	--

＜直接経費のうち交付対象とならない経費の例＞

- ◇退職金、ボーナスその他の各種手当、代表研究者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費
- ◇机、椅子、複写機等研究者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ◇応募した研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ◇研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ◇その他、研究の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

- ① この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。
- ② 予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の100%以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が300万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は1億円以下となります。
- ③ 補助金の管理は研究者の所属する研究機関等が行ってください。
- ④ 課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとします。

イ 研究方式の決定の困難

研究遂行中の各段階で関連する研究や技術開発の動向を適切に取り込んでいく必要があるが、当初予見し得なかった新たな知見が出現した時に、現状、現象解明を詳細にわたって再調査を行うために相当期間要する場合。

ロ 計画又は設計に関する諸条件

研究データの収集及び解析過程において予測しがたい事態の発生、派遣研究者や派遣先の事情変更等により、研究の遅延を余儀なくされる場合。

また、状況変化に伴う工法等の検討など、やむを得ない理由により当初の計画又は設計を変更せざるを得なくなり、その変更に対応期間を要する場合。

ハ 資材の入手難

特殊な研究機器・資材の不足、特注品の納入遅延、現場への搬入困難など、事業の実施に必要な資材の入手が困難、あるいは人材確保困難となり、その手配調整に不足の日数を要す

ることにより、技術開発の遅延を余儀なくされる場合。

5 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表します。

(3) 各種手続き等

本制度は、研究者が実施する研究を支援するものですが、応募、交付申請、補助金受領、資金管理及び実績報告などの手続きについては、代表研究者が所属する研究機関等の長が行ってください。

(4) 不正な行為について

- ① 補助金の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合において、代表研究者又は共同研究者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成 19 年 4 月 20 日改訂環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとることがある。
- ② 研究上の不正に関し、環境省では今後、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議）」に則り、「研究活動における不正行為への対応等について（平成 18 年 11 月 30 日環境省総合環境政策局）」を策定し、本制度で実施する課題に適用するものとしている。従って、今後、本制度における課題の実施において不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、補助金交付の中止等、必要な措置を講ずることがある。
- ③ 「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 3 月 30 日環境省総合環境政策局）に基づき体制の整備を図ること。

(5) その他応募に際しての注意

過去の採択課題については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している研究がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択研究を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当まで、お問い合わせください。

本補助金は、『中小企業技術革新制度（SBIR）』において平成 23 年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定が見込まれます。「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、支援措置の特例等を受けることができます。

SBIR 制度の詳細は、以下のホームページを参照願います。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業支援ポータルサイト「J-Net21」

SBIR 特設サイト「技術開発を支援する！SBIR[中小企業技術革新制度]」

評価制度について

循環型社会形成推進科学研究費補助金による「循環型社会形成推進研究事業」については、環境省に設置する外部有識者等からなる審査委員会における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。評価の概要、項目は次のとおりです。審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

(1) 事前評価

新規応募課題

- 一次審査：研究計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

- ◇学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇内容の独創性：研究の計画・方法が独創的なものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られたものであるか。
- ◇実施能力：所期の成果を上げることが期待できるか。

※評価結果については、応募者全員に通知するとともに採択者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

継続応募課題

- 原則として研究計画書等により評価し採否、交付額を決定（経費の増額、研究の年次計画の変更等があった場合には、ヒアリングを実施することがある。）

【評価の項目】

- ◇学術的・社会的必要性：研究を継続することで当該研究分野の発展に十分な貢献が期待でき、社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果が期待できるか。
- ◇継続能力：継続することで所期の成果を上げることが期待できるか、また、継続することが総合的に判断して妥当であるか。
- ◇目標の達成：研究を継続することで目標を達成する見込みがあるか。

※評価結果については、応募者全員に通知するとともに採択者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

※複数年計画の課題のうち、途途中で中止した場合又は不採択となった場合、事業終了となり総合報告書を提出していただきます。

(2) 中間評価

- 3年間に渡る研究の2年目となる継続課題を対象
- ヒアリングにより評価し、次年度以降の採否、交付額に反映

【評価の項目】

- ◇ **成果の学術的貢献の可能性**：中間成果を踏まえると当該研究分野の発展に十分な貢献ができる可能性は高いか。
- ◇ **成果の社会的貢献の可能性**：中間成果を踏まえると社会的要請の強い課題等の解決に十分な貢献ができる可能性は高いか。
- ◇ **目標の達成度**：前年度の研究目標を達成しているか。
- ◇ **計画の妥当性**：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果があるか。
- ◇ **継続能力**：研究の実施に十分に貢献する研究者等による研究組織が構成されている等所期の成果をあげることが期待できるか。

※評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

(3) 事後評価

- 事業を終了した課題を対象
- 総合研究報告書等により評価

【評価の項目】

- ◇ **目標の達成度**：事業の目標を達成したか。
- ◇ **成果の学術的貢献度**：当該分野の発展に十分な貢献をしたか。
- ◇ **成果の社会的貢献度**：社会的要請の強い課題等の解決に資するものだったか。

※評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。